

## 特定地域づくり事業協同組合の認定について

令和 2 年 6 月 4 日に施行された「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」に基づき、令和 3 年 6 月 29 日、本県では第 1 号となる特定地域づくり事業協同組合の認定を行いました。

なお、認定された事業協同組合に対し、令和 3 年 7 月 2 日に県庁において認定証の交付を行う予定です。

### 認定組合の概要

- |          |                                                                                |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------|
| （１）名 称   | 三好市特定地域づくり事業協同組合                                                               |
| （２）所 在 地 | 三好市池田町                                                                         |
| （３）代 表 者 | 理事長 真鍋 和三郎（まなべ わさぶろう）                                                          |
| （４）組 合 員 | 天真醤油株式会社、丸浦工業株式会社、<br>株式会社中村両栄舎印刷所、有限会社タムラ三光堂、<br>株式会社谷口兄弟商会、三好西部森林組合、有限会社前田食糧 |
| （５）業 種   | 食品製造業（商品販売）、不動産業、印刷業、サービス業、宿泊業等                                                |

### ＜参考＞特定地域づくり事業協同組合制度の概要

- ・ 過疎地域をはじめとする人口急減地域に「新たな人の流れ」を創るため、地域全体の仕事を組み合わせて「年間を通じた雇用」を生み出す仕組み
- ・ 県の認定を受けた事業協同組合にて、移住者やＵターン希望者等を雇用し、組合員企業の「仕事の繁忙期」に応じ柔軟に勤務  
（例：夏は観光業、他は農業・製造業）
- ・ 事業協同組合は、組合運営費について、国の交付金と特別交付税を財源とした市町村補助を受けることができる